

國立臺北大學 106 學年度碩士班一般入學考試試題

系（所）組別：法律學系（法理學組、公法學組、民事法學組、
刑事法學組、財經法學組）

科 目：日文

第 1 頁 共 2 頁

☐可 ☒不可 攜帶任何參考資料及電子資訊用具

一、請將（ ）內的動詞改為適當的動詞變化，填寫在_____處。（每小題 2 分，共 10 分）。

1. 新しいパソコンが_____たいです。（買う）
2. たろう、自分のシャツは自分で洗濯を_____なさい。（する）
3. こら！ここにごみを_____な。（捨てる）
4. 私はいつも音楽を_____ながら、勉強します。（聞く）
5. 春が_____ば、桜が咲きます。（来る）

二、_____内應該填入何者，請在選項中選出一個最適當的答案。（單一選擇題，每小題 2 分，共 20 分）。

1. あのマンションは若者_____設計されている。
(A) むいた (B) むきで (C) むけて (D) むけに
2. 自分のことだけではなく、相手の立場に立って考えることのできる人、それが大人という_____です。
(A) もの (B) ひと (C) ほう (D) ところ
3. 景気が悪くて、ここ数年、失業率は_____一方だ。
(A) あがる (B) あがり (C) あがった (D) あがるの
4. 疲れたときは、_____に限ります。
(A) 寝 (B) 寝る (C) 寝て (D) 寝た
5. 私はあなたからこの書類にサインを_____までは、ここを動きません。
(A) もらう (B) もらって (C) もらった (D) もらおう
6. 彼は以前オーストラリアに住んでいただけあって、さすがにこの国のことを_____。
(A) よく知りたい (B) もっと知るべきだ
(C) よく知っている (D) しらなければならない
7. いつの時代でも若者に_____、新しい流行がつくりだされる。
(A) かけて (B) わたって (C) よって (D) つけて
8. あの人なら、そのようなひどいことを_____かねない。
(A) やる (B) やら (C) やれ (D) やり
9. 仕事で京都に行った_____高校時代の友人に会ってきた。
(A) ばかり (B) とおりに (C) ついでに (D) うちに
10. 何度も失敗をすると、また失敗をするのではないかと_____がちになる。
(A) 考え (B) 考える (C) 考えて (D) 考えた

試題隨卷繳交

接背面

國立臺北大學 106 學年度碩士班一般入學考試試題

系（所）組別：法律學系（法理學組、公法學組、民事法學組、
刑事法學組、財經法學組）

科目：日文

第 2 頁 共 2 頁

☐可 ☒不可 攜帶任何參考資料及電子資訊用具

三、請將下列漢字注上假名。（每小題 2 分，共 20 分）

- | | |
|--------|--------|
| 1. 大使館 | 6. 課長 |
| 2. 大統領 | 7. 乾杯 |
| 3. 砂糖 | 8. 着物 |
| 4. 残業 | 9. 信号 |
| 5. 意味 | 10. 牧場 |

四、請將下列短文翻譯成中文。（共 20 分）

女性の再婚禁止期間を、6 か月から、100 日に短縮する改正民法が国会で成立しました。再婚禁止期間は、離婚した女性が産む子どもの父親が誰かという争いを防ぐために設けられましたが、医学の進歩などを踏まえ、1898（明治31）年の旧民法施行以来、初めて見直されました。

再婚禁止期間が定められた背景には、「子供を育てる責任がある父親は誰なのか」を明確にし、子供が父親から相続できる財産を守る「嫡出推定」という考え方があります。民法制定当時は、医学的な判断ではなく、外見上からしか妊娠の有無を判断できませんでした。いまや、妊娠初期でも確認でき、再婚禁止期間を「6 か月」とするのは、過剰な規制と考えられるようになりました。最高裁は昨年12月、「晩婚化が進み、離婚・再婚件数が増えるなど、再婚の制約を少なくする要請は高まっている」とし、100日を超える再婚禁止を違憲とする判断を示しました。国際的にも再婚禁止期間を廃止する国が増えています。……

（引自読売新聞，民法改正で女性の再婚禁止期間が100日に短縮，2016年6月9日，

<http://www.yomiuri.co.jp/info/src/keyword/20160607-OYT8T50000.html>）

五、請將下列短文翻譯成中文。（共 30 分）

最高裁大法廷（裁判長・寺田逸郎長官）は19日、裁判所での審判で相続の取り分を決める「遺産分割」の対象に預貯金は含まないとしてきた判例を変更した。遺族間で争われた審判の決定で、「預貯金は遺産分割の対象に含む」とする初判断を示した。相続の話し合いや家庭裁判所での調停では預貯金を含めて配分を決めるケースが多く、こうした実態に沿う形に見直した。

裁判官15人の全員一致の結論。過去の判例は、預貯金は不動産や株式など他の財産とは関係なく、法定相続の割合に応じて相続人に振り分けるとしてきた。最近では2004年の最高裁判決が「預貯金は法定相続分に応じて当然に分割される」としている。

今回、大法廷は決定理由で「遺産分割は相続人同士の実質的な公平を図るものであり、できる限り幅広い財産を対象とするのが望ましい」と指摘。「預貯金は遺産分割の対象とするのが相当だ」と結論づけた。

新たな判例に従うと、「兄は土地と建物、弟は預金全額」といった柔軟な分配がしやすくなる。

特定の遺族に多額の生前贈与があった場合の不公平な遺産分割の解消にもつながる。預金約4千万円の相続をめぐる遺族2人が争った今回の審判でも、1人が故人から生前に5千万円を超える贈与を受けていた。このため、もう1人の女性が「生前贈与を考慮せず、法定相続分に従って預金を2分の1（約2千万円）ずつ分けるのは不公平」と主張していた。

一、二審は過去の判例に沿って女性の主張を退けたが、大法廷は二審の決定を破棄。預金の分け方などを見直すために、審理を二審・大阪高裁に差し戻す決定をした。

（引自日本経済新聞，故人の預貯金も遺産分割対象に 最高裁が判例変更，2016年12月19日，

http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG19HAR_Z11C16A2EA2000/）

試題隨卷繳交